

危険物施設の風水害対策について

～まずは、ハザードマップの確認から～

近年、全国各地の危険物施設において、梅雨前線や台風による風水害の被害が頻発しています。

施設関係者の皆様には、日常的に施設の点検を実施していただいているところですが、予期せぬ風水害に対してその被害を軽減するためには、より一層の備えが必要となります。

危険物施設の関係者の皆様へ

総務省消防庁より公表されている、「危険物施設の風水害対策ガイドライン」（令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号）を活用し、風水害対策の実施計画を作成することで、今一度、風水害に備えていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは以下の3つの段階ごとに災害リスクとその対策を確認していくようになっていきます。

(1) 平時からの事前の備え

- ・ 各市町村では、ハザードマップを公表しています。ハザードマップで風水害リスクを確認して下さい。
- ・ 想定される危険性を回避・軽減するために計画策定を行ってください。策定した実施計画は、予防規程・社内規定に定めて下さい。

(2) 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

- ・ 土嚢や止水板等による浸水防止、禁水性物質等の高所への移動等をして、浸水・土砂対策の措置を行う。
- ・ 配管の弁等を閉鎖、金具での固定により、強風対策の措置を行う。
- ・ オイルフェンスの設置や油吸着材等を準備して、流出防止対策の措置を行う。

(3) 天候回復後の点検・復旧

- ・ 通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備、配線の健全性の確認を行って下さい。

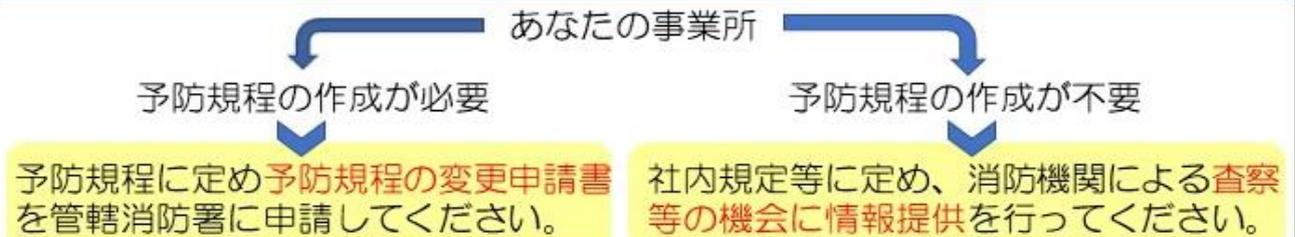
※詳しい実施計画の作成手順等についてはリーフレット裏面「風水害対策の実施計画」や風水害対策の実施計画（作成例）に記載しておりますので、各施設の形態や危険物の貯蔵・取扱い等の状況に合わせた実効性のある計画となるようご活用ください。

風水害対策の実施計画

風水害対策の実施計画の作り方

- ①ハザードマップで災害リスクを確認
↓
- ②風水害ガイドラインに示された対策のポイント及びチェックリストを参考に必要となる応急対策等を検討
↓
- ③「風水害対策の実施計画」に定め、想定される災害リスクに応じた計画を**予防規程や社内規定等**に追加
↓
- ④定期的に風水害を想定した教育訓練を行い実態に即した計画となるよう随時見直し

作成後は？



※「風水害ガイドライン」へのアクセス（総務省消防庁HPより）

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/countermeasures/items/kihol.pdf>



※「風水害対策の実施計画（作成例）」、「予防規程本文の参考例」へのアクセス（富山県東部消防組合消防本部HPより）

[富山県東部消防組合 | 危険物施設における風水害対策について \(toyama-toubu119.jp\)](http://toyama-toubu119.jp)



【消防のお問い合わせ先】

- ・ 富山県東部消防組合消防本部予防課（0765-24-7978）
- ・ 魚津消防署（0765-24-7980） ・ 滑川消防署（076-475-0180）
- ・ 上市消防署（076-472-2244）